

非対面取引において電子文書の信頼性を確保するためには？

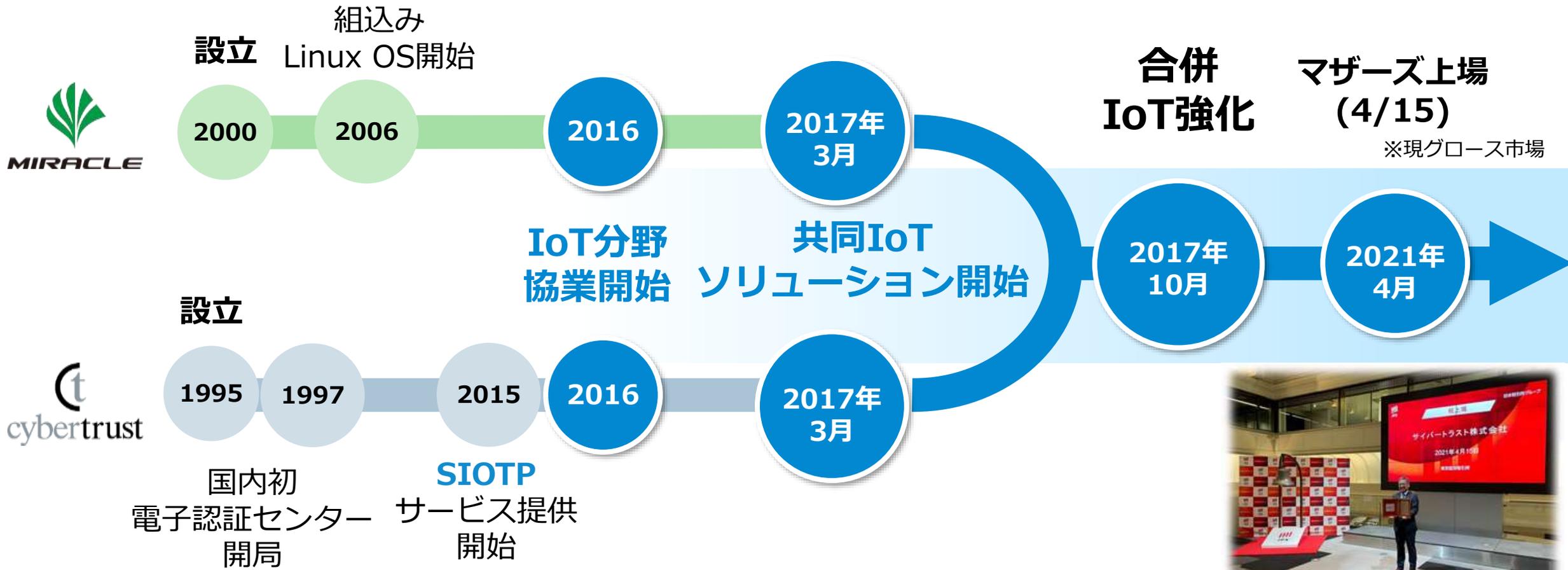


サイバートラスト株式会社
マーケティング本部
プロダクトマーケティング部
田上 利博

サイバートラストのあゆみ



国内最大級の電子認証インフラ と 組み込み Linux OS の技術を融合



※SIOTP : セキュアIoTプラットフォーム

認証・セキュリティ事業とLinux/OSS事業の組み合わせで
IoT時代のデファクトスタンダードへ

サイバートラストは、ITインフラに関わる専門性・中立性の高い技術で、安心・安全な社会を実現します。

認証・セキュリティ事業

電子認証の専門性

国内電子認証局の運用

IoT 事業開発・グローバル協業

IoT事業

組込みLinux

IoT 電子認証

グローバル標準

Linux/OSS事業

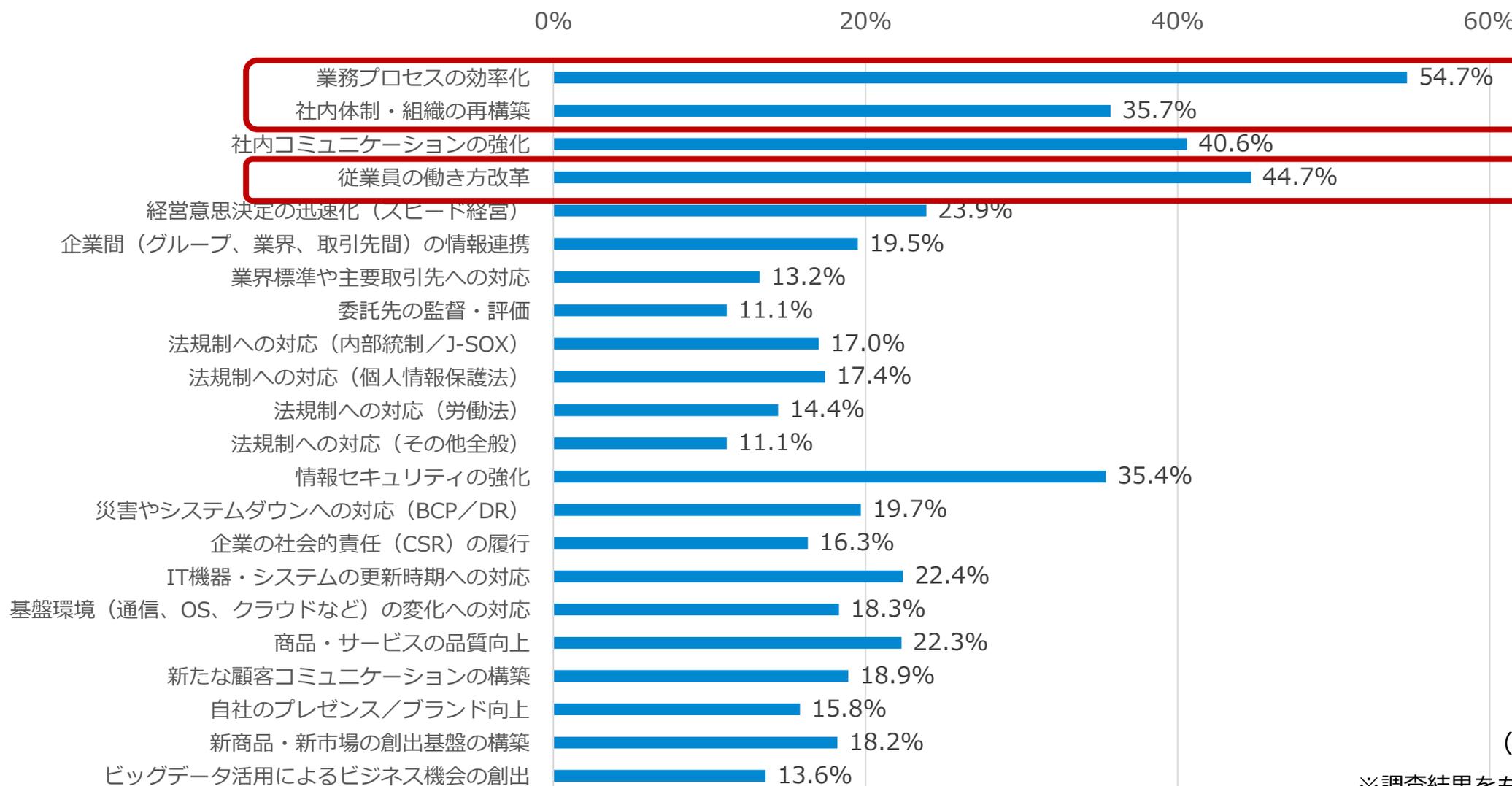
Linux/OSS の専門性

ITインフラを支えるLinux提供

専用機器・組込み開発

- **1997年 国内初の商用電子認証センターとして開局**
 - ・ GTE Government Systems (現Verizon) の米国政府向け電子認証センターをベースに設計・施工
- **1997年 国内初のSSL/TLSサーバ証明書を発行**
- **2001年 国内初の電子署名法対応認証局を運用開始**
 - ・ 帝国データバンク様と協業し、日本初となる国土交通省様の電子入札で利用
- **2006年 国際規格 WebTrust for CA/EV 監査に合格 (サーバ証明書)**
- **2009年 国内初の端末認証サービス「サイバートラスト デバイスID」提供開始**
 - ・ 国内で初めて iPhone/iPadや Android端末などに対応した業界 No.1サービス
- **2016年 公的個人認証におけるプラットフォーム事業者として総務大臣認定取得**
- **2017年 WebTrust for CA 監査に合格 (電子署名用証明書)**
- **2019年 AATL (Adobe Approved Trust List) 登録 (電子署名用証明書)**

企業・組織が重視する経営課題



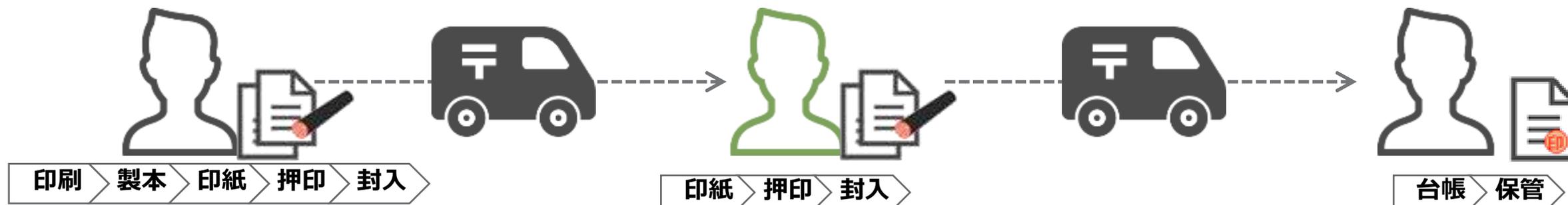
(N=982)

※調査結果をもとに作成

(出典) 2022年3月：JIPDEC/ITR 「[企業IT利活用動向調査2022](#)」 5

非対面取引による業務効率化

■ 従来のアナログな方法



■ オンラインによる方法



- **労働者派遣法改正（制度施行：2021年1月1日）**
 - ・ 派遣契約書の書面の交付義務を見直し電磁的記録を容認

- **デジタル改革関連法（制度施行：2021年9月1日）**
 - ・ 押印・書面の交付等を求める手続きの見直し（48法律の改正）等

- **電子帳簿保存法改正（制度施行：2022年1月1日）※2024年1月義務化**
 - ・ 電子保存における要件の変更など
 - ・ 請求書など電子取引のデータ保管には「真実性の確保」「可視性の確保」の要件が求められる

- **宅地建物取引業法改正（制度施行：2022年5月18日）**
 - ・ 宅建士の押印廃止、重要事項説明書などの電子データによる交付

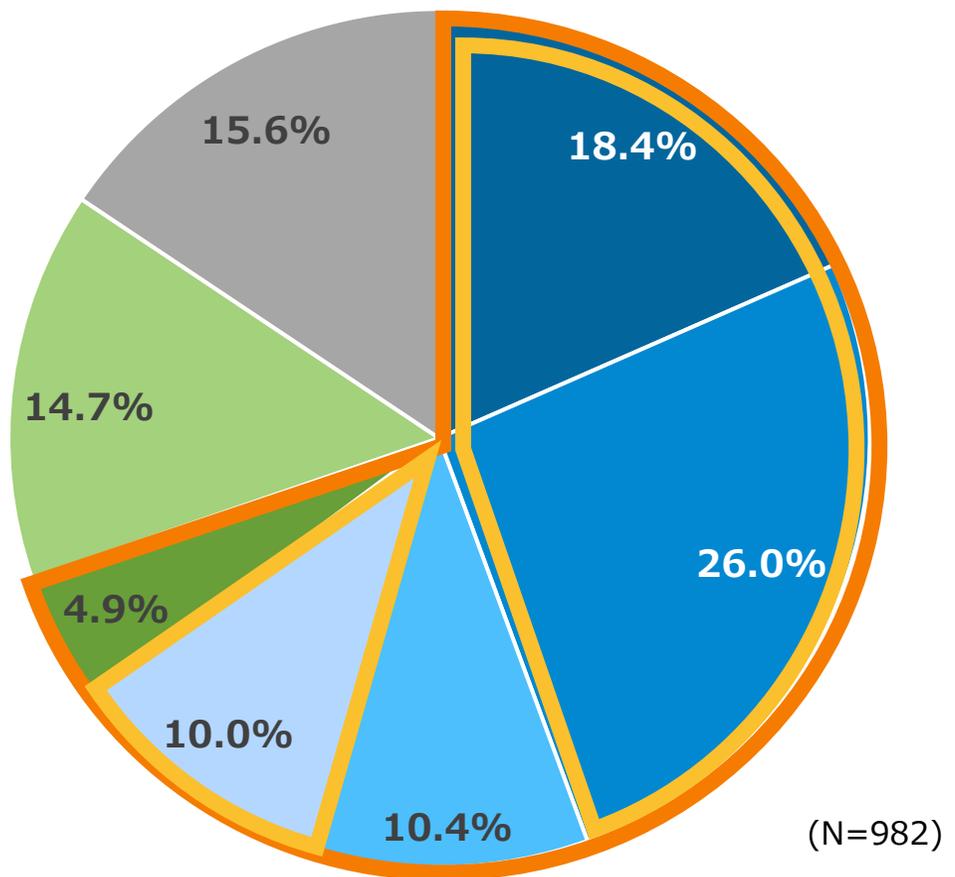
- **インボイス制度（制度施行予定：2023年10月）**
 - ・ 適格請求書という証跡により消費税仕入税額控除を正確に計算するための制度

電子契約の利用状況

電子契約利用率 **67.9%**

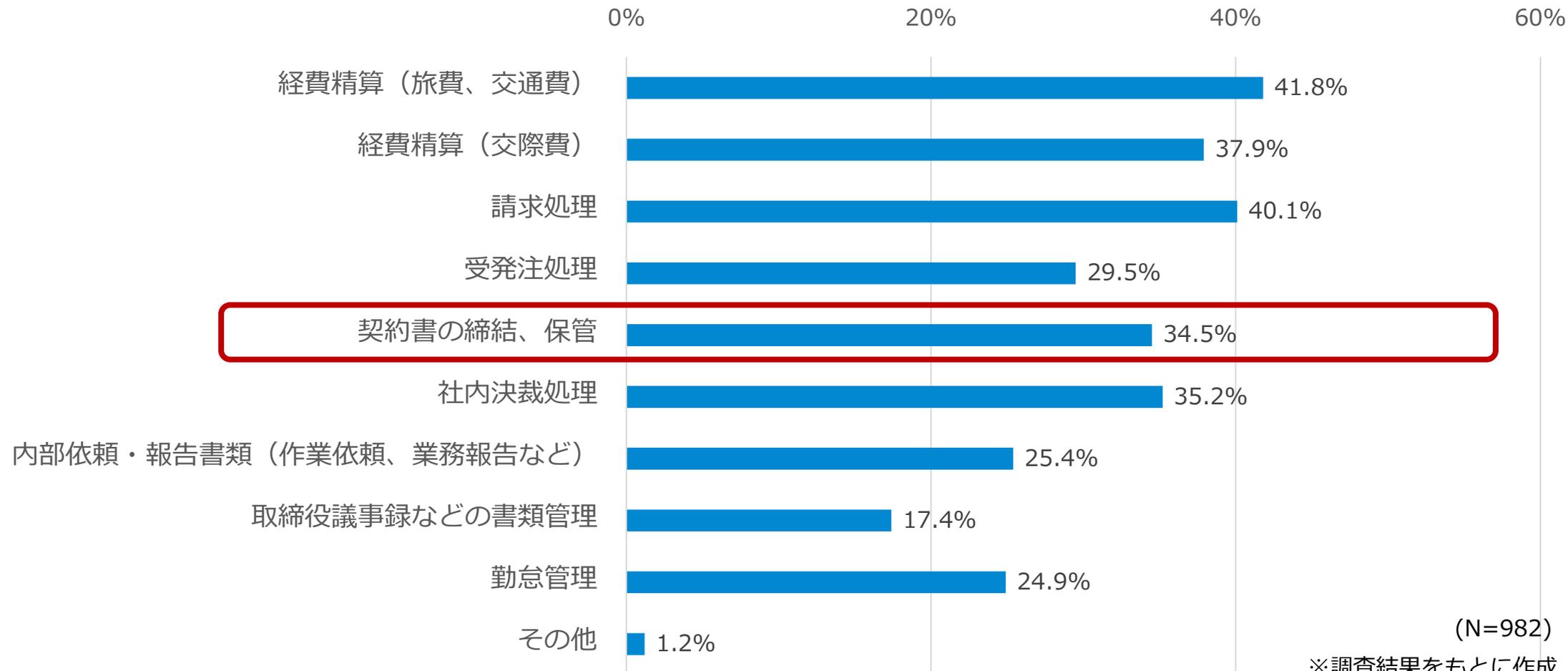
電子署名利用率 **54.5%**

- 電子契約サービス事業者の電子署名を電子契約で採用している（立会人型）
- 契約当事者の電子署名を電子契約で採用している（当事者型）
- 電子署名を利用しない電子契約を採用している
- 電子契約サービス事業者の電子署名を電子契約で行う方法と契約当事者の電子署名を電子契約で行う方法の両方を採用している（立会人型／当事者型両方）
- 電子署名を利用しているかわからないが電子契約を利用している
- 電子契約をまだ利用していないが、利用するよう準備・検討中である
- 電子契約をまだ利用しておらず、利用予定もない



※調査結果をもとに作成

法令により電子保存が容認され、業務プロセスの電子化の意向が高まる

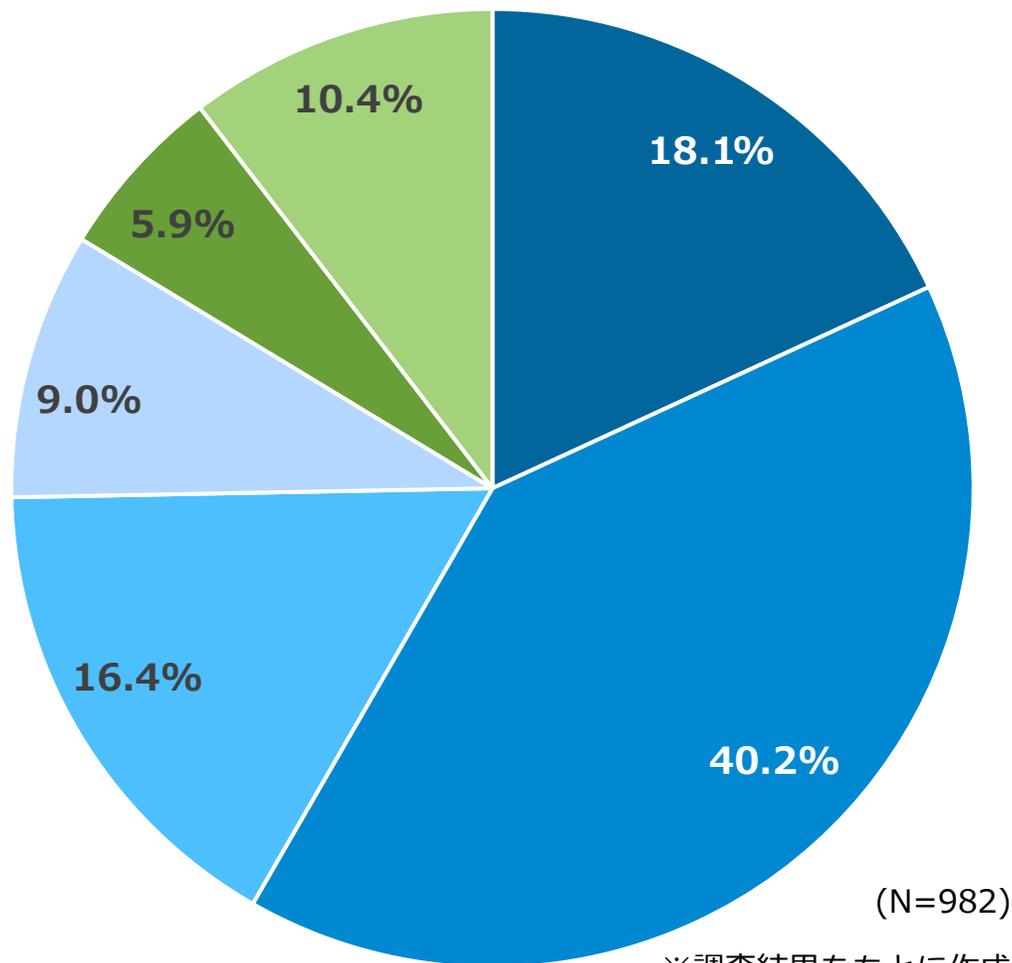


(N=982)

※調査結果をもとに作成

(出典) 2022年3月: JIPDEC/ITR 「[企業IT利活用動向調査2022](#)」 9

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進状況



(N=982)

※調査結果をもとに作成

- すでに取り組んでおり、効果測定もできている
- 現在取組中だが、まだ効果はわからない
- 着手項目が決まっており、取組みに向け準備中である
- 何から着手すべきかわからない
- DXに取り組むか否かを検討中である
- DXに取り組むか否かを検討中であるに取り組んでいない

非対面取引における書面の電子化を安全に行うためには？

2001年4月に施行された「電子署名及び認証業務に関する法律」

電子署名法の基準を満たすためのポイント

- 電子ファイルに対して行われる措置
- 当該措置を行ったものが作成者であることを示すもの（本人性）
- 当該電子ファイルに改変がないことを確認できるもの（非改ざん性）

	システム上の合意	タイムスタンプ	電子署名（タイムスタンプ含）
本人証明	△	×	○ ^{*1}
非改ざん証明	×	○	○
時刻証明	△	○	○
上記の証明が担保される有効期間	システム依存	10年	10年以上
会計上の保管 （電子帳簿保存法対応）	×	○	○
法律的な担保 （紛争での証拠性）	△	△	○ ^{*2}

※1：署名者（社）ごとに証明書を取得のうえ、署名者（社）証明書で電子署名をした場合になります。

※2：電子署名は、電子署名法第3条により、紙文書における押印や署名と同等の法的効力を持つとされています。

書面（紙）契約と電子契約の違い

電子署名を用いて行う契約は、電子署名法において個人（自然人）が取得した**電子証明書を用いて署名**を行うことで**紙文書と同等の法的効力を持つ**

	書面契約	電子契約
誰が	契約者本人（法人または個人）	契約者本人（個人）
何で	印鑑（代表印、実印など）	電子署名
何を	紙の契約書	電子契約書
どのように	署名、押印	電子的演算
結果	印影	署名データ
確認	署名、印影の目視確認	電子的な署名検証

電子署名を用いた電子契約の場合は、**印紙税は不要**

国税庁の印紙税に係る「**その他法令解釈に関する情報**」

請求書や領収書をファクシミリや電子メールにより貸付人に対して提出する場合には、実際に文書が交付されませんから、課税物件は存在しないこととなり、印紙税の課税原因は発生しません。

事業者署名型（立会人型）電子署名の有効性に関する政府見解を公表

総務省・法務省・経済産業省の3省連名の見解公表（2020年7月）

[利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A](#)

このQ&Aでは、事業者署名型（立会人型）電子契約サービスによる電子署名が電子署名法2条1項1号の要件を満たす基準が示されている。

電子署名法における電子署名の定義

【電子署名法 第2条第1項】

電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するもの。

- （1）当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- （2）当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

Q&Aでは（1）の要件の見解を公表

事業者署名型（立会人型）における電子署名法上の見解

サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことよって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、要件（電子署名法第2条第1項第1号）を満たす。

※Q&Aより抜粋

電子署名、タイムスタンプの法的効力と役割

電子化された文書に「電子署名」をすることで

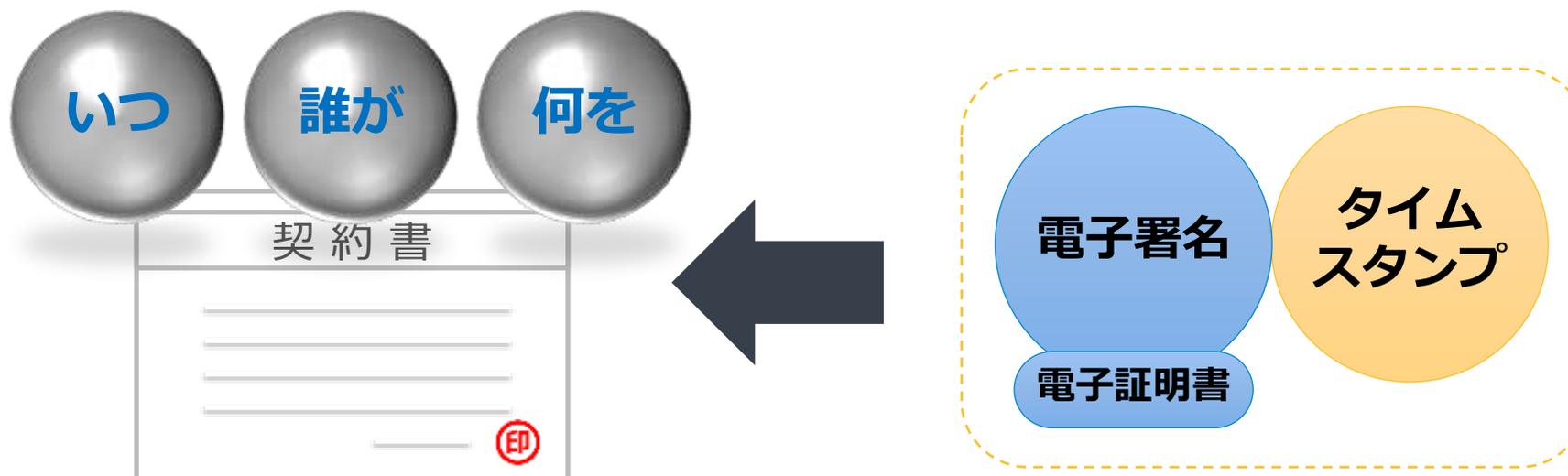
- ・ その文書の内容に「いつ」「誰が」「何を」合意したのか担保できる
- ・ その文書が改ざんされていないことが保証できる

電子文書に適切な電子署名とタイムスタンプの付与によって

「いつ」「誰が」「何を」を担保し、紙の契約書と同等の法的効力を持たせることが可能

電子署名には署名した本人を証明する電子証明書が添付される

電子署名は、電子署名法第3条により、紙文書における押印や署名と同等の法的効力を有する



■ 電子証明書

- 公開鍵暗号基盤技術（PKI：Public key Infrastructure）に含まれる技術のひとつ
- 公開鍵と秘密鍵のキーペアからなる「公開鍵暗号方式」という技術を用いている

■ 電子署名で使用する電子証明書

電子証明書は

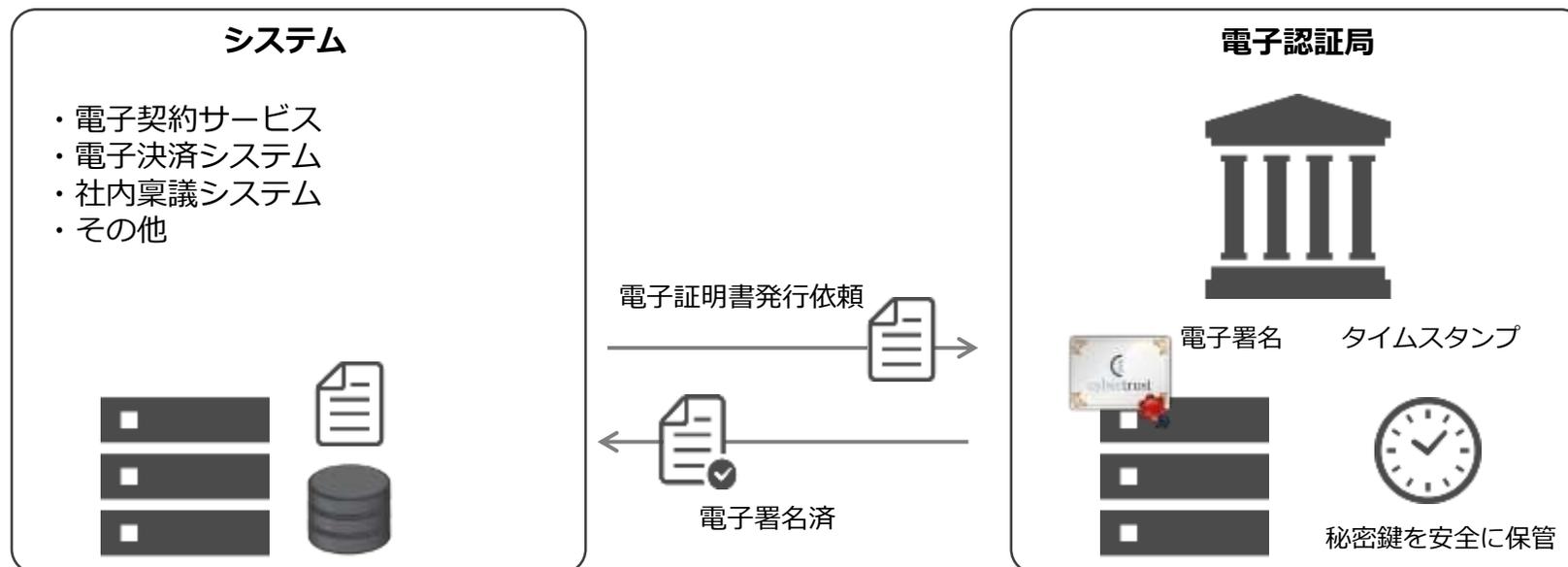
- ✓ 本人確認を行ったうえで発行されていること
- ✓ 発行された電子証明書は、本人だけが利用できること



「電子認証局」が電子証明書を発行

■ 信頼できる電子証明書

- 電子認証局は、認証局運用規程（CPS：Certification Practice Statement）や証明書ポリシー（CP：Certificate Policy）を公開
- 規程に則った運用と第三者による監査を受けて適合性を公開
- 認証局には認定基準があり、厳しいセキュリティ基準に合格する必要がある
 - 国際的な監査規格「WebTrust for CA」合格の認証局が発行する電子証明書は信頼性が高い



非対面取引をセキュアに実現する 「iTrust サービス」

本人確認サービス

- 本人確認、所在確認や生存確認などの現況確認サービス
- 公的個人認証のPF事業者として総務大臣認定を取得
- 犯罪収益移転防止法およびその運用で求められる要件に対応

電子署名用証明書

- 自然人と法人の2種類の電子署名用証明書の発行サービス
- WebTrust監査に合格
- AATL (Adobe Approved Trust List) に登録
- リモート署名サービスと機能連携



電子委任状サービス (検討中)

- 電子委任状法に則ったサービス
 - 電子委任状取扱事業者として、総務大臣認定の取得を検討中
 - 企業間の電子契約における委任関係を第三者機関として保証
- ※ 2019年度内サービス提供検討中

リモート署名サービス

- 認証設備内で管理された秘密鍵によるサーバサイド電子署名サービス
- 日本情報経済社会推進協会：JIPDEC トラストドサービス登録
- 長期署名 (PAdES : PDF Advanced Electronic Signatures) に対応

ポイント 1

長期署名対応

電子署名とタイムスタンプを組み合わせたグローバルスタンダードの長期署名規格（PAdES）に対応し、電子文書の真正性を数十年の長期間に渡って確保します

ポイント 2

秘密鍵の厳格な保護

利用者の秘密鍵は電子認証センター設備内の FIPS 140-2 Level 3に準拠したHSMで安全に保護され、本人のみが電子署名のために利用できるよう厳格に管理されています

ポイント 3

AATL対応

Adobe Approved Trust Listに対応しているため、iTrust 電子署名用証明書を用いて電子署名されたPDFを Acrobat Readerで開くと「署名済みであり、すべての署名が有効です」と表示され、視覚的に信頼できます

ポイント 4

厳格な規程での運用

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の厳格な基準に基づく審査を実施し、国内で初めて「JIPDEC トラステッド・サービス（リモート署名（電子契約））」として登録されました

ポイント 5

WebTrust for CA に合格

日本国内で運営される電子署名用途専用のルート認証局として、国内で初めて国際的な監査規格である「WebTrust for CA」に合格しました。電子署名用途専用の認証局として電子署名用証明書を提供しています

書面の電子化によるメリット

押印や書類の郵送などによる面倒な手続きからの脱却



業務効率化



コスト削減



ビジネスプロセスのデジタル化に関連する解説記事





ご清聴ありがとうございました。

留意事項

本資料に記載されている会社名、製品名、サービス名は、当社または各社、各団体の商標もしくは登録商標です。
その他本資料に記載されているイラスト・ロゴ・写真・動画・ソフトウェア等は、当社または第三者が有する知的財産権やその他の権利により守られております。
お客様は、当社が著作権を有するコンテンツについて、特に定めた場合を除き、複製、改変、頒布などを行うことはできません。
本資料に記載されている情報は予告なしに変更されることがあります。また、時間の経過などにより記載内容が不正確となる場合がありますが、当社は、当該情報を更新する義務を負うものではありません。